

きりん教室（児童発達支援） 消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、きりん教室における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、きりん教室に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（予防管理組織）

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者		<u>椎野 晶子</u>	
防火担当責任者	火元責任者		
担当区域	担当区域	氏名	
<div style="background-color: black; width: 50px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> 1階	玄関ホール	<div style="background-color: black; width: 50px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div>	
	階段・倉庫		
	事務室		
	医務室 湯沸コーナー	<div style="background-color: black; width: 50px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div>	
	遊戯室		
	相談室		
	指導訓練室1		
	静養室		
	1階 便所	<div style="background-color: black; width: 50px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div>	
調理室			
指導訓練室2			
指導訓練室3 教材庫			
遊戯室			
2階 便所	<div style="background-color: black; width: 50px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div>		

（建物等の自主検査）

第4条 火元責任者は、定期的に自主検査を実施するものとする。

2 防火管理者は、不備、欠陥があるものについては、 （管理権限者）に報告し、改修を図らなければならない。

（職員等の遵守事項）

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 利用児の手の届く所にマッチ、ライターを置かない。
- イ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 台所内は常に整理整頓し、換気扇等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を確認する。

(2) 防火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、避難の妨げになる物品を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、 (防火管理者) に報告する。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するためにセコム(株)・(有)大和企画に委託して点検を実施する。

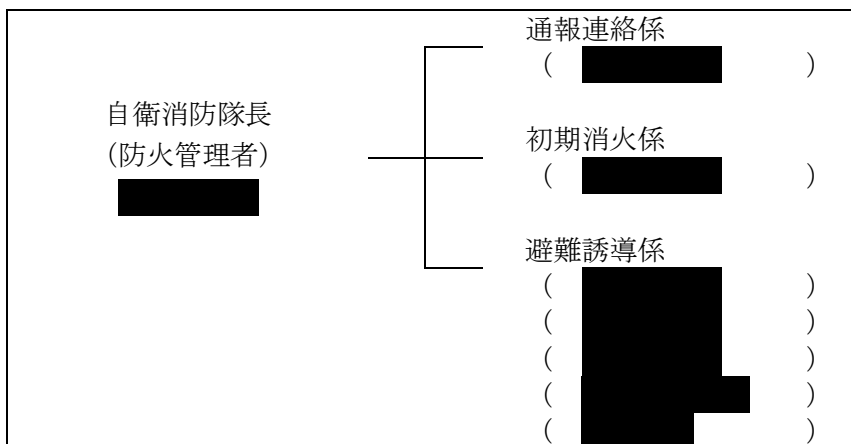
消防用設備等	点検実施月日
	機器点検
消火器 誘導灯 避難器具 自動火災報知設備	避難訓練実施日

2 防火管理者は、消防用設備等の不備、欠陥があるものについては、 (管理権限者) に報告し、改修を図らなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。



任 務 分 担	
通報連絡係	119番で消防機関へ通報する。 関係者への連絡を行う。
初期消火係	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導係	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。 負傷者等の搬送を行う。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備 蓄 品 目	数 量	備蓄場所
飲料水 (1人1日あたり3ℓ)	72ℓ	避難場所
非常用食料	①20個	
①6年保存だし粥 (200g)	②60袋	
②保存用ビスコ (20.6g×3パック)	③12個	
③アルファ米セット (100g)	④2缶	
④5年保存しょうゆせんべい (96g)	⑤18本	
⑤非常用5年保存水 (2L)	⑥30缶	
救急セット (三角巾、包帯、医薬品、絆創膏、ガーゼ、はさみ、テープ、綿棒、毛抜き等)	1	事業所内
懐中電灯	3	
ラジオ	1	
防災頭巾	5	
防災用折りたたみヘルメット	10	
5年保存水 (6本入り)	3	
防災用避難セット 10人用 内容：収納ボックス、毛布×10、エア枕×10、スマホ対応ラジオライト、トイレの処理剤×2、マスク7枚×2、アルコールジェル (250ml)、ウォータータンク (10L×2)、からだ拭き、軍手10双、防災マニュアル	1	
保存食5年セレクトセット スーパー保存水 (1.5L×2本)、アルファ米各100g (ドライカレー、山菜おこわ、五目ごはん)、乾燥梅粥42g、保存用ファイバービスケット、缶入りミニクラッカー、ビスコ保存缶、きなこ餅	10	

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目	数量	保管場所
スコップ	1	事業所内 (外倉庫)
ハンマー	1	
大バール	1	
ロープ	1	

(2) 地震後の安全措置

ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ 地震発生直後は、それぞれが身の安全を守ることを第一とする。

ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡係は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は利用者等に知らせる。

イ 警戒巡視

初期消火係は、次のことを行う。

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導係は、利用者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 利用者等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

(イ) 利用者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 利用者等を広域避難所（沖洲小学校）、または、事業所指定の津波避難所まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

第9条 東南海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
- 3 職員及び利用者に対し、東南海地震注意情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。
- 4 東南海地震注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあつては、必要最低限の人員確保を図った後、職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく東南海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

- (1) 療育活動を打ち切る。
 - (2) 利用者は帰宅を促す。
 - (3) 警戒宣言発令中は休業する。
- 2 自衛消防隊は、次の活動を行う。
- (1) 情報収集・伝達
通報連絡係は、次のことを行う。
 - ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - イ 職員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。
 - (2) 応急対策
初期消火係は、次のことを行う。
 - ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。
 - イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
 - ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。
 - エ 非常持出品の準備を行う。
 - (3) 安全誘導
避難誘導係は、次のことを行う。
 - ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。
 - イ 避難誘導班は、利用者が混乱しないで退所できるように誘導する。
- 3 授業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条2項第2号に定める応急対策を行う。
- 4 職員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第11条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

- 2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。
 - (1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数
防火管理者	消防署指定	年1回
職員	必要の都度	必要の都度

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ク 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期
避難訓練	各月
震災訓練	6・12月
消火訓練	2月
通報訓練	2月

4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練は消防訓練及び避難訓練実施計画書により、また、その実施結果は消防訓練及び避難訓練実施報告書を作成し、必要に応じて消防署長に報告する。

附 則

洪水に伴う自衛水防組織及び避難にかかる事項については、別に定める「洪水対策規定」によるものとする。

この計画は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。